

# アクアヴェルデ南陽のまちづくりルール

## — 「茶屋新田まちづくり地区計画」の手引き —



### 【目次】

●茶屋新田のまちづくりについて（地区計画の目標）	1
●地区別の土地利用・景観形成の基本的な考え方（地区計画の方針）	2
●まちづくりルール（地区整備計画）	3
1 建築物等の用途の制限	3
2 敷地面積の最低限度	4
3 建築物の壁面の位置の制限	4
4 建築物等の形態・意匠・色彩の制限	5
5 垣又はさくの構造制限	7
6 緑化率の最低限度	8
●地区計画の手続きの流れ	9
●Q&A ～よくある質問と回答～	10
（参考1）幹線道路沿道のデザインガイドライン	12
（参考2）用途地域	13



アクアヴェルデ南陽  
AQUA VERDE NANYO

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

# 茶屋新田のまちづくりについて（地区計画の目標）

茶屋新田地区は、名古屋市西南部の平坦地に位置し、周辺には戸田川、新川及び庄内川、そして田園地帯が広がる水と緑に恵まれた環境となっています。

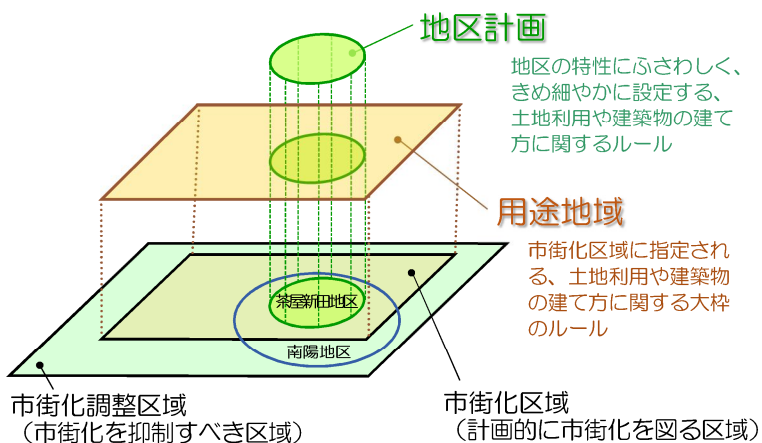
本地区を含む南陽地域は、名古屋市西南部の拠点として、また、戦略的なまちづくりの重点地域として、道路・公園等の都市基盤をはじめ、住宅、商業・業務及び公益施設等の立地に向けた宅地整備が、土地区画整理事業により進められています。

このような計画を踏まえ、「茶屋新田まちづくり地区計画」を定めることにより、まちづくりのルールに沿った、拠点にふさわしい賑わいと潤いのある、緑豊かで良好な市街地の形成を目指しています。

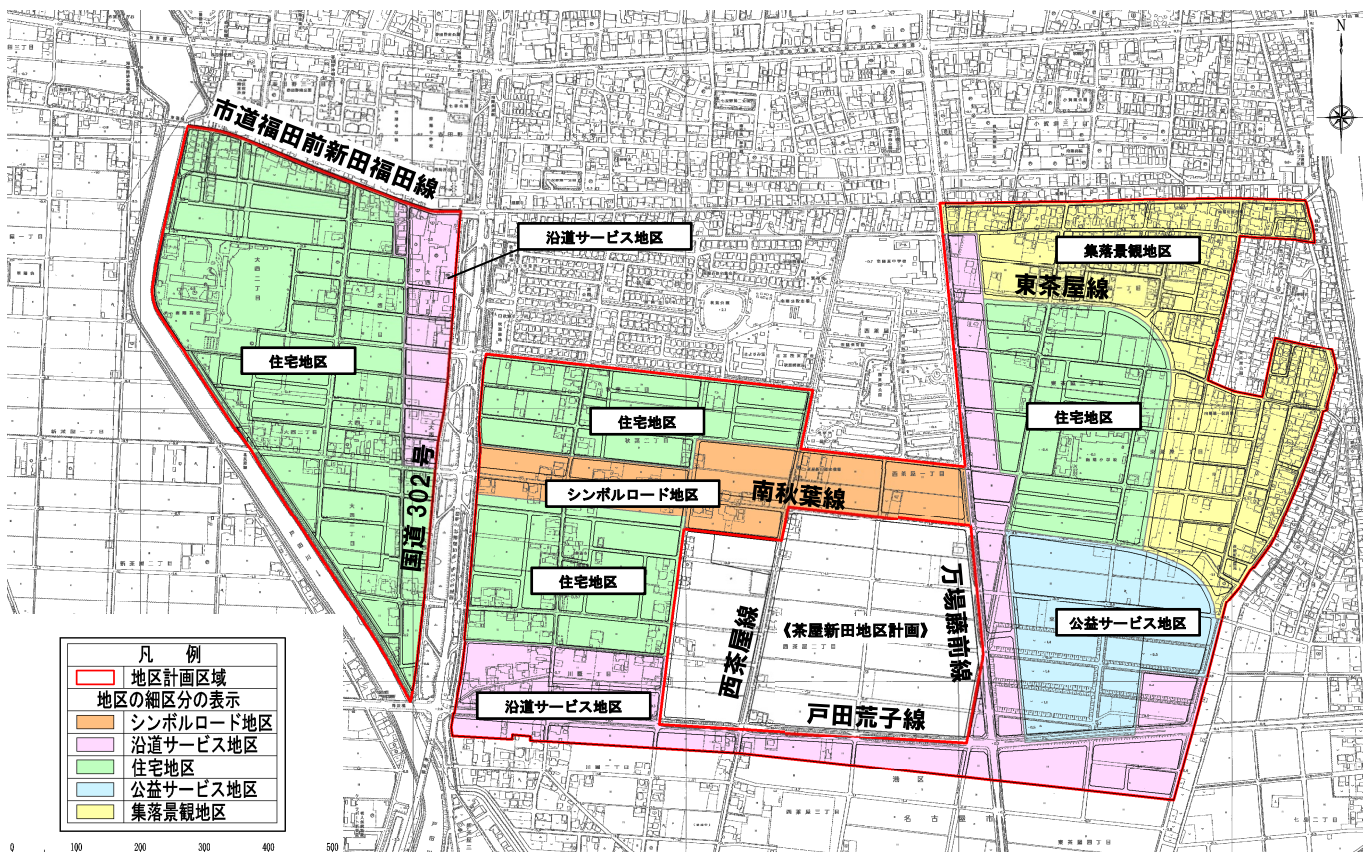
## 【地区計画に基づくまちづくりルール】

当地区は、土地区画整理事業の実施に伴い、それにふさわしい用途地域（土地利用や建築物の大枠のルール）を定めるとともに、地区の特性にふさわしい良好なまちづくりを実現するために、地区計画（都市計画法第12条の5）により、建築物の建て方等のルールを定めます。

地区計画では、「どのようなまちにしていきたいか」といった目標（地区計画の目標）、土地利用等の基本的な考え方（地区計画の方針）を設定し、建築物の建て方等に関するルール（地区整備計画）を定めます。



## 【茶屋新田まちづくり地区計画 地区区分図】



茶屋新田地区計画は、茶屋新田まちづくり地区計画外のため詳細な記載は省略します。

# 地区別の土地利用・景観形成の基本的な考え方（地区計画の方針）

## シンボルロード地区

地区のシンボルロードである南秋葉線の沿道は、連続性のある豊かな緑のネットワークを形成し、快適でうるおいのある空間形成を図ります。

特に、国道302号と万場藤前線とで挟まれる当地区においては、大規模商業施設と調和した良好な街並みの形成や低層店舗等の誘導により、店舗と住宅が共存し、歩行者が歩いて楽しい、賑わいと活気にあふれた魅力的な街並みの形成を図ります。



## 沿道サービス地区

万場藤前線、戸田荒子線沿道は、幹線道路に相応しい広域からの集客を見込んだ沿道サービス系用途の誘導を図り、良好な街並みの形成を図ります。

国道302号沿道は、工業・物流の土地利用を許容しつつ、周辺の住環境に配慮した土地利用を図ります。



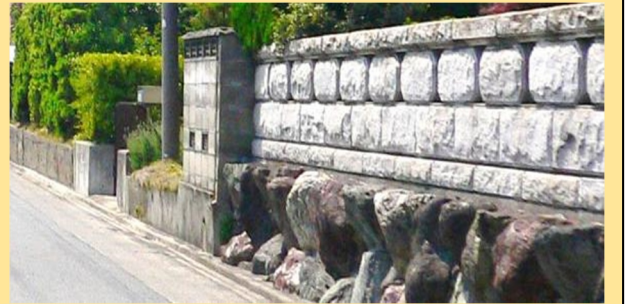
## 住宅地区

地区及び周辺の住宅地と調和し、戸建住宅を中心とした質の高い良好な住環境の形成を図ります。



## 集落景観地区

既存の戸建住宅が建ち並び石積みの残る景色を大事にし、落ち着きある街並みを維持しながら、良好な住宅地の形成を図ります。



## 公益サービス地区

地区及び周辺環境と調和した、緑豊かで落ち着きのある良好な街並みの形成を図ります。

※当地区は公共施設のための、

次ページ以降の詳細な記載は省略します。



# まちづくりルール（地区整備計画）

建築物を建築する場合などに、以降に示すまちづくりルールに沿って計画していただくことにより、魅力ある街並みが形成されます。

## 1 建築物等の用途の制限

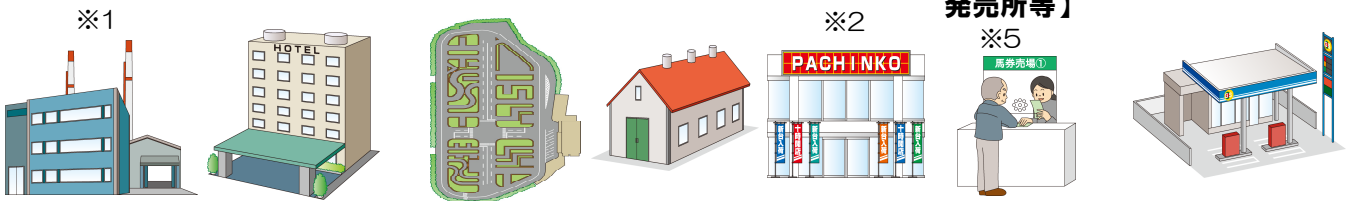
生活環境によくない影響を及ぼす建物用途の立地を制限し、地区の特性にふさわしい良好な環境形成を図ります。**用途地域上は立地可能な建築物でも、以下の建築物を建てることはできません。**

⇒用途地域は、13・14ページを参照ください。

### シンボルロード地区

用途地域（第一種住居地域又は第二種住居地域）に建築できる建築物のうち、以下の建築物は建築できません。

【工場】 ※1 【ホテル・旅館】 【自動車教習所】 【畜舎】 【遊技場】 ※2 【勝馬投票券発売所等】 ※5 【ガソリンスタンド】



### 沿道サービス地区

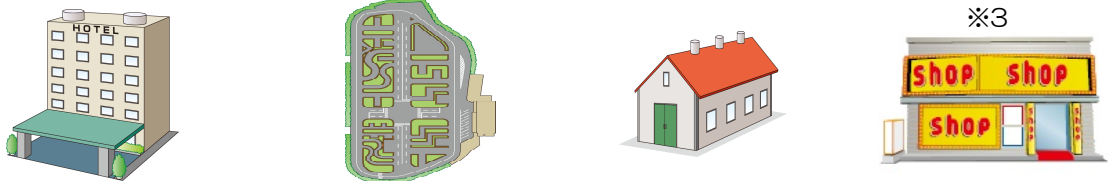
用途地域（近隣商業地域、準工業地域、第二種住居地域又は第一種住居地域）に建築できる建築物のうち、以下の建築物は建築できません。

【ホテル・旅館】

【自動車教習所】

【畜舎】

【風俗店】 ※3



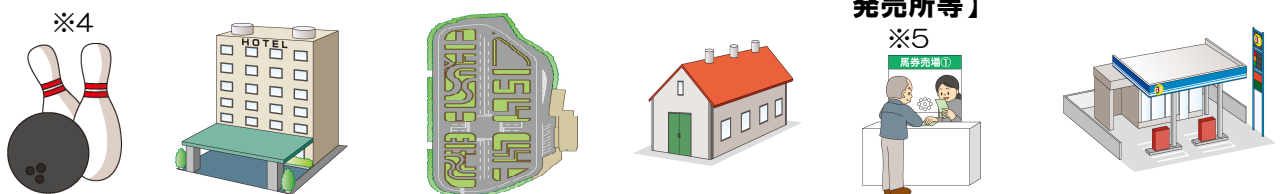
### 住宅地区

用途地域（第二種住居地域、第一種住居地域又は第一種低層住居専用地域）に建築できる建築物のうち、以下の建築物は建築できません。

### 集落景観地区

用途地域（第二種住居地域、第一種住居地域又は第二種中高層住居専用地域）に建築できる建築物のうち、以下の建築物は建築できません。

【運動施設】 ※4 【ホテル・旅館】 【自動車教習所】 【畜舎】 【勝馬投票券発売所等】 ※5 【ガソリンスタンド】



※1 工場：パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く。

※2 遊技場：マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの

※3 風俗店：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの

※4 運動施設：ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの

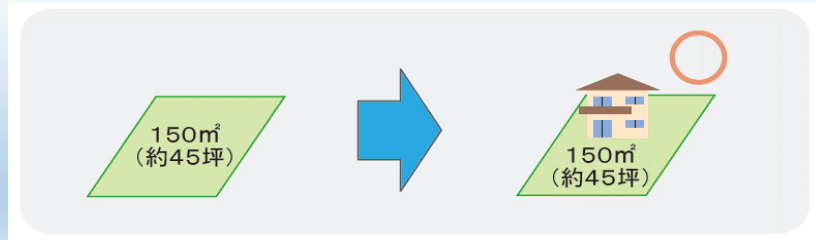
※5 勝馬投票券発売所等：勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

## 2 敷地面積の最低限度

敷地の細分化を防止して、防災上危険な建て詰まりを防ぎ、ゆとりある住環境形成を図ります。

- 建物を建築する場合は、**150㎡以上**の敷地面積が必要となります。

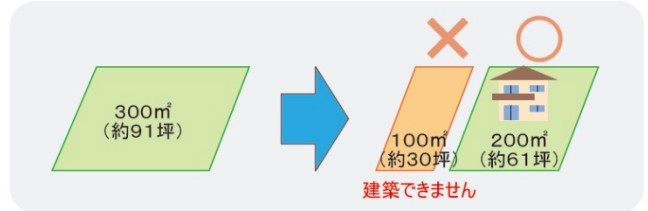
(集落景観地区を除く)



ただし、既存の敷地(※)が150㎡未満でその全部を1つの敷地として使う場合には、建築することができます。

(※) 現に建築物の敷地として使用している敷地、もしくは所有権等に基づき使用する敷地

敷地の分割を行う際は、制限を下回った敷地は建築物の建築ができなくなりますのでご注意ください。

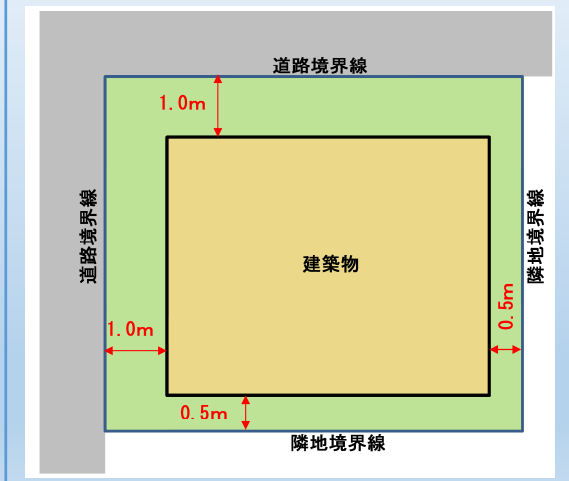


## 3 建築物の壁面の位置の制限

敷地境界線から壁面までの距離を一定以上確保して、ゆとりある住宅地の形成を図ります。

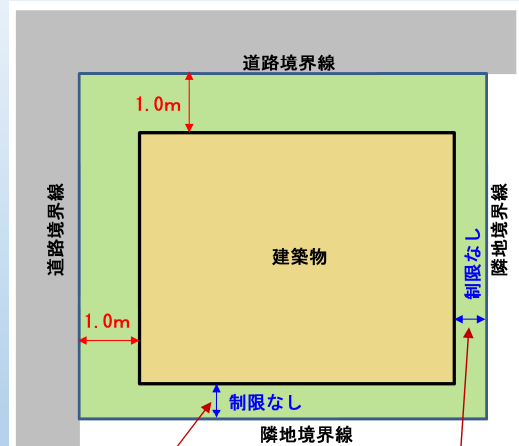
【住宅地区】

- 道路境界線より**1.0m以上**、隣地境界線より**0.5m以上**



【シンボルロード地区、沿道サービス地区】

- 道路境界線より**1.0m以上**



民法規定(敷地境界線から0.5m以上後退)については配慮が必要です。

※集落景観地区 及び 市道福田前新田福田線沿道は、制限の対象ではありません。

※以下のように、制限位置から建築物等の一部がはみ出す程度であれば、建築することができます。

- 1 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下で、かつ、外壁等の面から道路境界線までの距離が0.5m以上の場合
- 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内の場合

## 4 建築物等の形態・意匠・色彩の制限

地区の特性にふさわしい良好な景観形成を図ります。

**色彩** 落ち着いた色調の街並みを形成します。

- 建築物や工作物の形態又は意匠は、周辺環境と調和したものとします。
- 色彩は、落ち着いた色調とします。

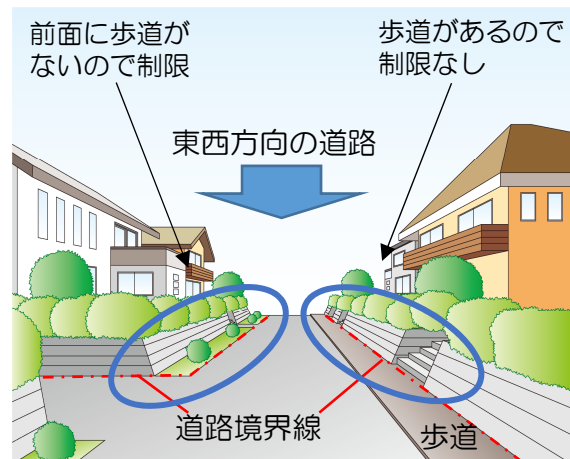


**擁壁の位置** 擁壁を後退して設けることで、連続的な街並みを形成し、圧迫感を軽減します。

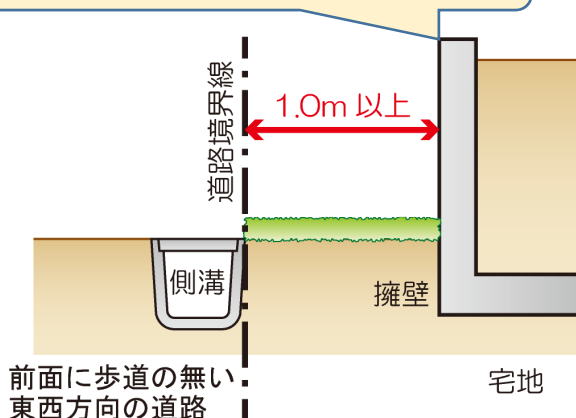
「擁壁」：土地が崩れるのを防ぐためにつくられる壁状の構造物（基礎の有無は問わない）

- 敷地に接して歩道を有さない東西方向の道路に面する高さ30cm以上の擁壁の壁面は、当該**道路境界線**から**1m以上後退**して設置します。（集落景観地区を除く）

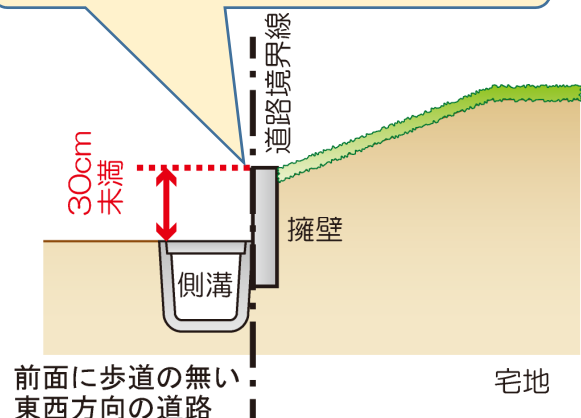
※連続的な街並み形成のため、その他工作物についても設置はご遠慮ください。



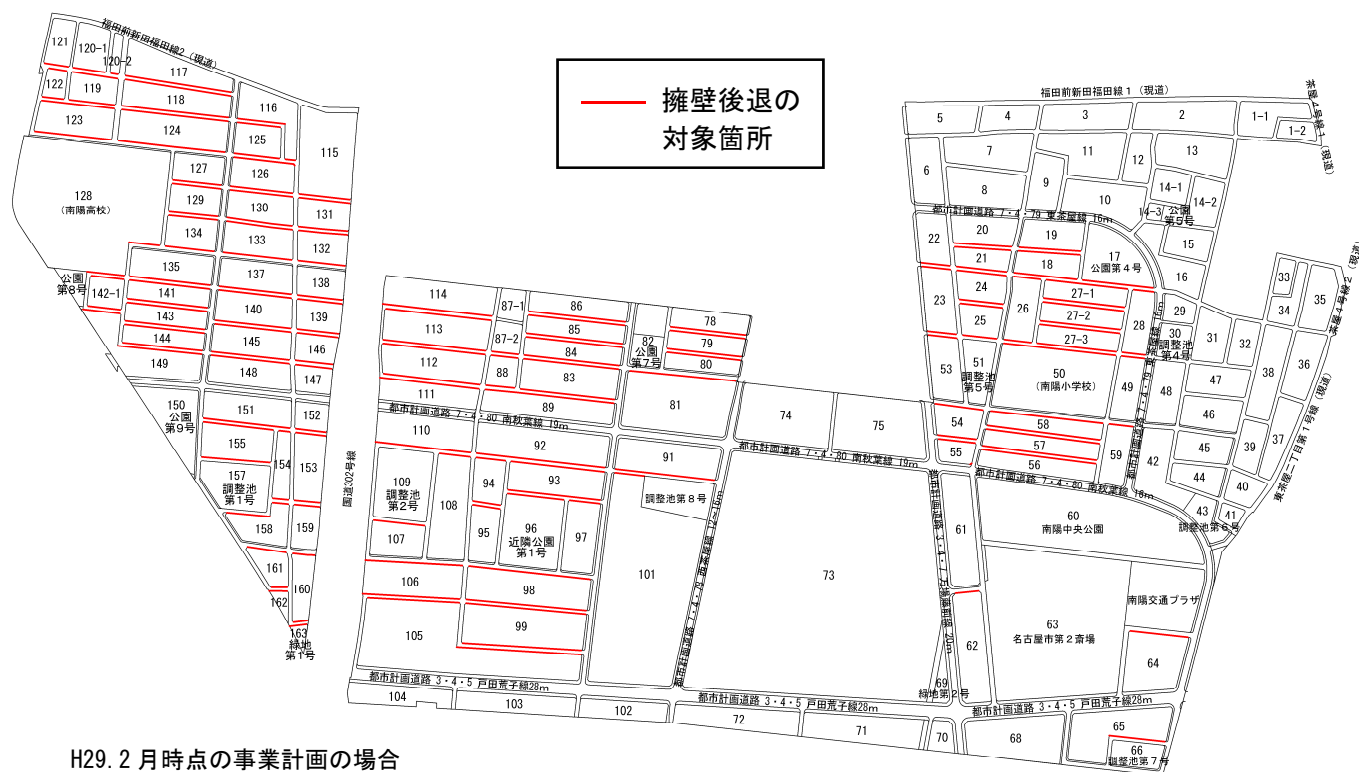
高さ30cm以上の擁壁は、道路境界線から1m以上離して設置します。



高さ30cm未満の擁壁は、道路境界線まで設置できます。



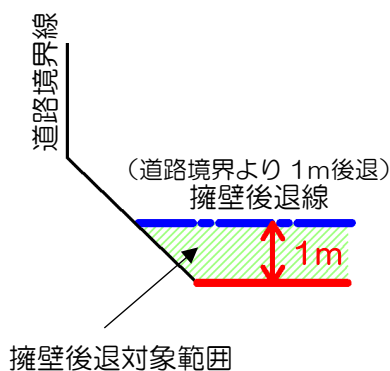
## 【擁壁を1m後退する対象道路】



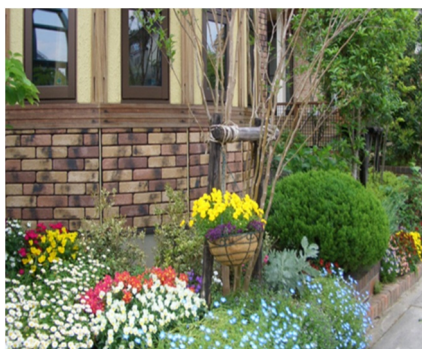
— 擁壁後退の対象箇所

H29. 2月時点の事業計画の場合

### • • 【隅切り部分の取り扱い】 • • • • • 【擁壁後退部分の例】 • • • • •



● 低木や花壇を設ける



低木・花を植えた例

● 法面を緑化する



芝張り法面などで緑化する例

擁壁を後退した部分等で緑化を施していただくことにより、緑豊かでうるおいのある沿道景観が形成されます。

※ 圧迫感を軽減し見通しをよくするため、高木などの高さのあるものを設けるのはご遠慮ください。

● 擁壁後退部分をフラット（平面）で利用する



駐車場に利用する例



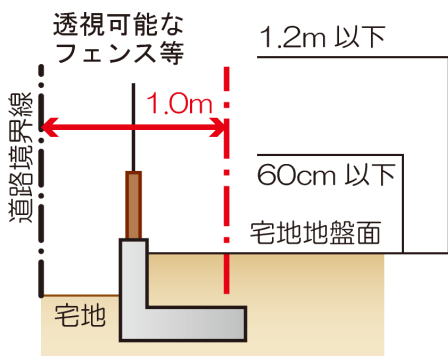
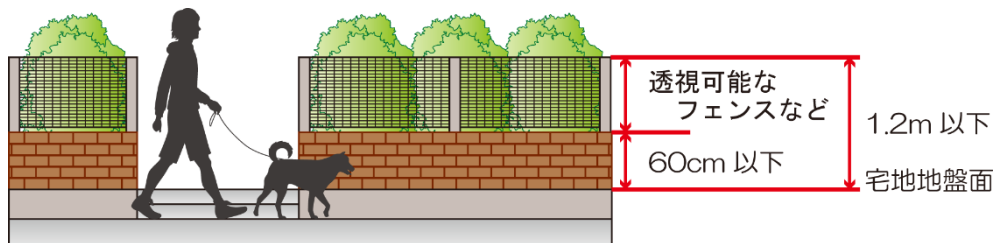
緑化ブロックを張った例

## 5 垣又はさくの構造の制限

圧迫感の少ない街並みの形成を図ります。

- 垣やさくを道路境界線から1 m未満の距離に設ける場合は、生垣又は高さが1.2 m以下の透視可能（開口率50%以上）なフェンス等（高さ60cm以下の部分はこの限りでない）とします。

（集落景観地区、市道福田前新田福田線沿線を除く）



開口率50%以上の透視可能なフェンス（例）

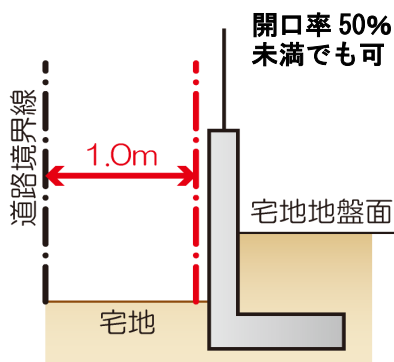


生垣の場合は、高さの制限は設けません。



- 歩道を有さない東西方向の道路に面する垣やさくについては、当該道路境界線から1 m以上後退して設置します。

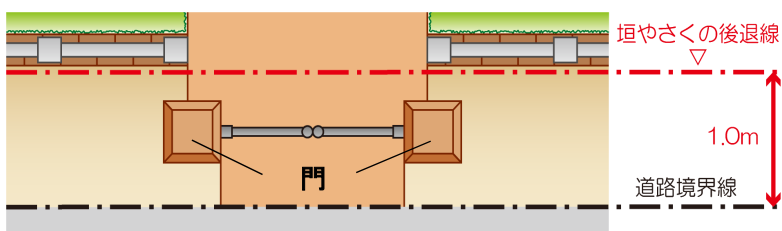
（集落景観地区、市道福田前新田福田線沿線を除く）



道路境界線から1.0m以上後退して設ける場合は、高さや透視可能なフェンスの制限を受けません。



※門は、道路境界線から1 m未満の位置に設置することができます。





## 6 緑化率の最低限度

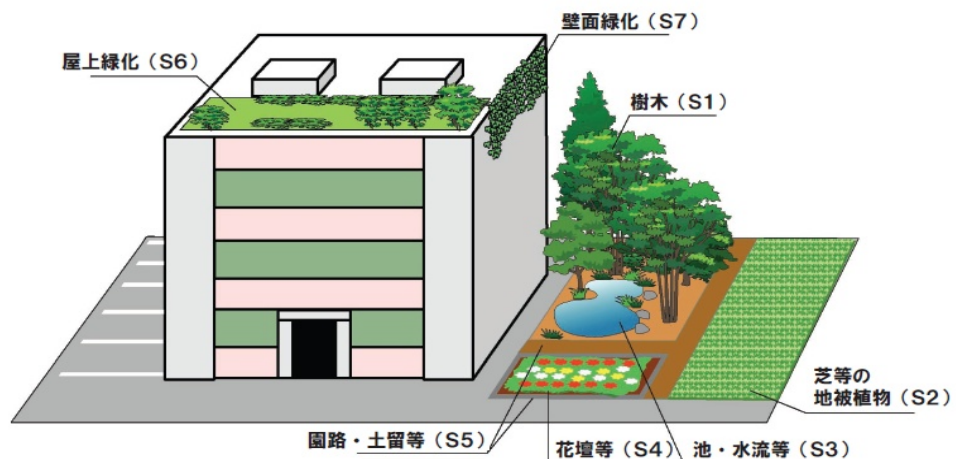
緑豊かで、うるおいのある街並みの形成を図ります。

- 緑化率（敷地面積に占める緑化面積の割合）の最低限度を**15%以上**とします。  
（ただし、指定建ぺい率の最高限度が80%の地域、集落景観地区は10%以上とします。）



ただし、300㎡（近隣商業地域は500㎡）以上の敷地は、名古屋市緑化地域制度による緑化率の制限の適用を受けます。この場合、地区計画もしくは緑化地域制度に規定される緑化率のうち、大きい方の数値が適用されます。

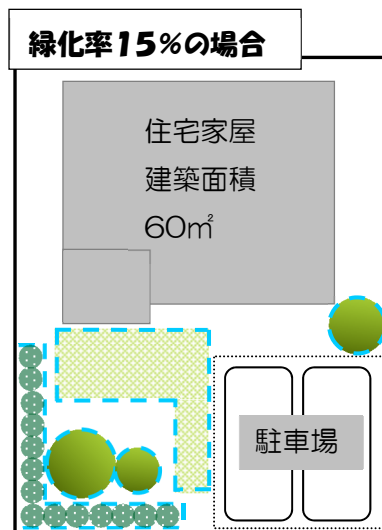
### 【緑化率の算定の対象】



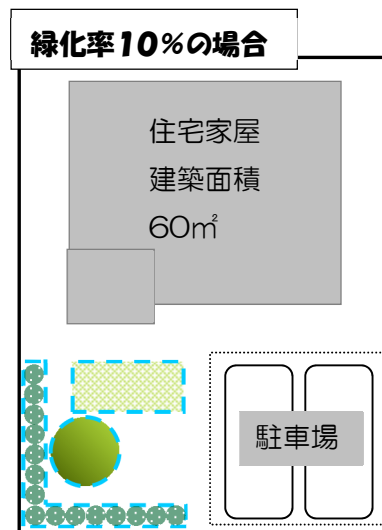
$$\frac{\text{緑化面積 (S1+S2+S3+S4+S5+S6+S7)}}{\text{敷地面積}} \times 100\% \geq \text{緑化率の最低限度} \text{ であれば適合}$$

【イメージ例】 制限数値別の緑化イメージは以下の通りです。

例：敷地面積 200㎡の場合（   緑地部分）



30㎡以上の緑化が必要



20㎡以上の緑化が必要

# 地区計画の手続きの流れ

## ●建築物の建築などを行う場合、名古屋市への届出が必要です

地区計画の区域内で、建築物を建築したり、宅地造成などを行う場合は、**工事着手の30日前までに**名古屋市長に届出書を提出してください。建築確認申請書を提出する場合は、事前に地区計画の届出を行うようにお願いします。なお、適合していない場合は、勧告を行うことがあります。

## ●条例で定められる事項があります

地区計画で定められている事項のうち、「建築物等の用途の制限」「敷地面積の最低限度」「建築物の壁面の位置の制限」「緑化率の最低限度」については、市の条例に定められ、これらの事項は建築確認の審査対象となります。

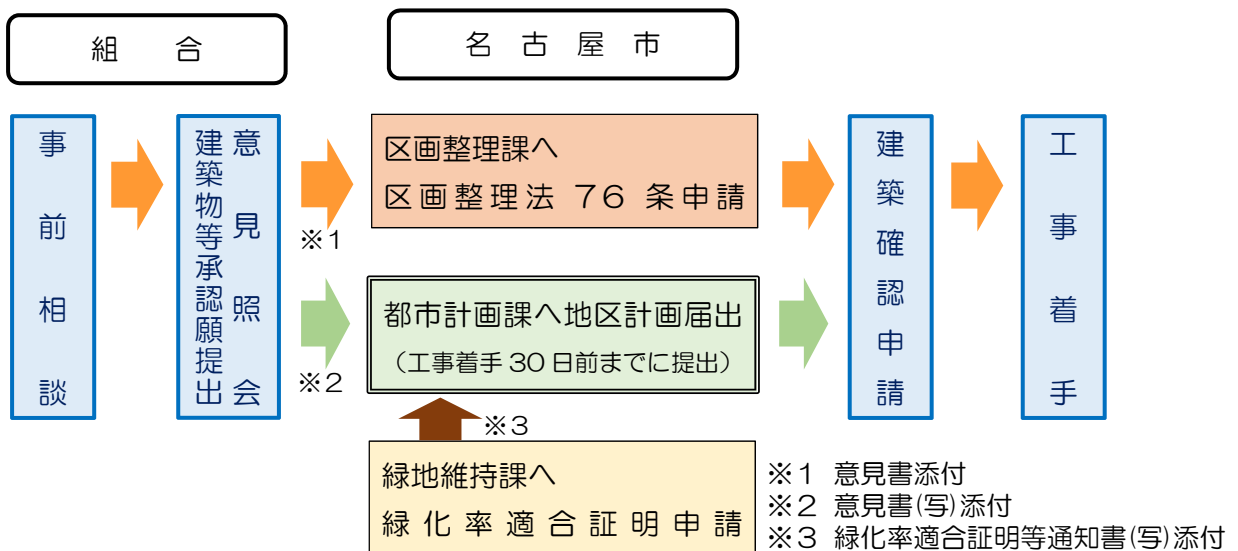
## ●届出が必要な行為

主に次の行為を行う場合は、届出が必要です。

行為	内容
土地の区画形質の変更	土地の区画の変更又は形質の変更を行う場合 ※区画の変更：道路、水路等の新設、変更又は廃止などにより敷地の形が変わること ※形質の変更：盛土又は切土などの土地の造成を行うこと
建築物の建築	新築、改築、増築、移転を行う場合
工作物の建設	垣やさく、看板、擁壁などをつくる場合
建築物等の形態又は意匠の変更	増改築などにより建築物等の形態又は意匠を変更する場合

## ●届出から工事着手までの流れ

市では、地区計画に定められたまちづくりのルールに沿って、届出の内容を審査します。



## Q & A ～よくある質問と回答～

### Q1. 敷地が接する道路の方向や歩道の有無によって、擁壁の位置及び垣・さくの制限が異なるということでしょうか？

⇒A. 基本的には、東西方向の道路が南北方向の道路と比べて長いことから、東西方向の道路沿道については空間にゆとりを感じられる連続的な景観形成を図りたいと考えています。わかりやすくするため、以下に一覧表を示します。

#### 【道路境界線から 1m未満の道路に面する擁壁及び垣・さくの制限について】

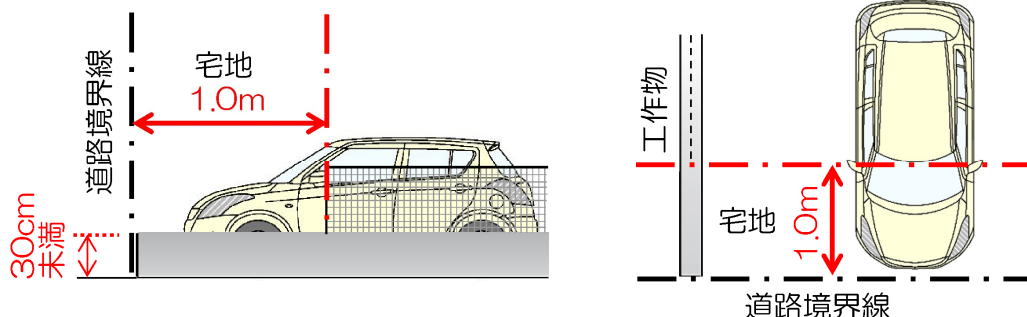
道路の状況	・敷地に接して歩道が無い 東西方向道路	・南北方向道路 ・敷地に接して歩道が有る 東西方向道路
擁壁	高さ 30cm 以上設置不可	制限なし
垣・さく	設置不可 (ただし、門は設置可)	下記のもの以外は設置不可 ・生垣 ・高さ 1.2m 以下のフェンス (開口率 50% 以上) 等 (高さ 60cm 以下は除く) ・門

※ 集落景観地区、市道福田前新田福田線沿線は除く

※ 詳細については、5 ページ、7 ページを参照ください。

### Q2. 歩道を有さない東西方向の道路において道路境界線から 1m未満の範囲に設ける擁壁及び垣・さくの取り扱いはどうなるのでしょうか？

⇒A. 道路境界線から 1m未満に設ける擁壁及び垣やさくについては設置しないか、または高さ 30cm未満で設置をお願いします。(下図参照)



### Q3. 擁壁を後退した部分は利用できないのでしょうか？

⇒A. 後退部分も敷地として、建ぺい率や容積率、緑化率の計算に加算できますので、建物そのものに影響はございません。また、駐車場用地として使用することもできます。必ず緑化しなければならないというものではありませんが、街の景観向上のため、草花の植樹や緑化をお願いしたいと考えております。また、高さ 30cm未満の擁壁は後退の必要がなく、斜面や花壇とすることもできます。

⇒6 ページ下方を参照ください。

**Q4. 現在ある建物で、ルール（地区計画の制限）に適合しないものは、すぐ建替えなければならないのですか？**

⇒A. すぐに建替える必要はありませんが、将来、建替え等を行う場合に、ルールに適合させる必要があります。

**※増築等の場合は、適合が必要とならない場合もあります。**

**Q5. 地区計画（まちづくりルール）をつくる過程で、地区の皆さんとはどのような検討をしてきたのでしょうか？**

⇒A. 平成19年頃から25年にかけて、大西・川原・茶屋といった地区別に意見交換会や説明会を開催し、地区の皆様のご意見を聴き、問題点などを整理し改善を重ねてきました。

**Q6. 事前相談のお問い合わせは？**

⇒A. 詳細につきましては、下記へおたずね下さい。

内容	問い合わせ先
①「建築」について	名古屋市住宅都市局建築指導課 建築相談係 Tel：052-972-2919
②「用途地域・高度地区・外壁後退」の指定状況について	名古屋市住宅都市局都市計画課 用途地域照会窓口 Tel：052-972-2797 <a href="http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/">http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/</a>
③「区画整理法76条」について	名古屋市茶屋新田土地区画整理組合 Tel：052-301-4855 <a href="http://aquaverde.jp/">http://aquaverde.jp/</a> 公益財団法人 名古屋まちづくり公社 Tel：052-211-6072
④「地区計画」について	名古屋市住宅都市局都市計画課 地域計画係 Tel：052-972-2713 <a href="http://www.city.nagoya.jp/">http://www.city.nagoya.jp/</a> 「地区計画」で検索
⑤「緑化地域制度」について	名古屋市緑政土木局緑地維持課 緑化指導審査係 Tel：052-972-2465

## (参考1) 幹線道路沿道のデザインガイドライン

このガイドラインは、地区計画には定めておりませんが、当組合による幹線道路沿道における建築物の建て方等のルールとして、配慮に努めていただきたい事項です。

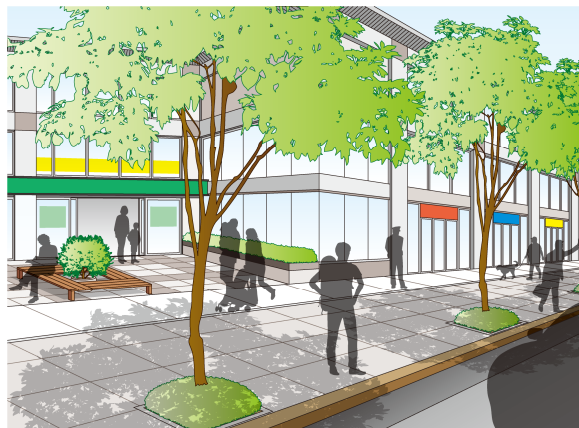
### 幹線道路沿道にかかわる共通事項

※幹線道路：南秋葉線、戸田荒子線、万場藤前線、東茶屋線、西茶屋線

⇒位置については、1ページの地区区分図を参照ください。

●幹線道路に面する店舗は、幹線道路に面して、歩行者空間、広場や休憩スペース等の公共的空間を確保するよう努めてください。

●幹線道路沿いなど、景観を形成する上で効果的になる場所を緑化するなど、幹線道路沿いの景観形成に配慮してください。



●建築設備やごみ収集設備などは、幹線道路から目立たなくするなど配慮してください。

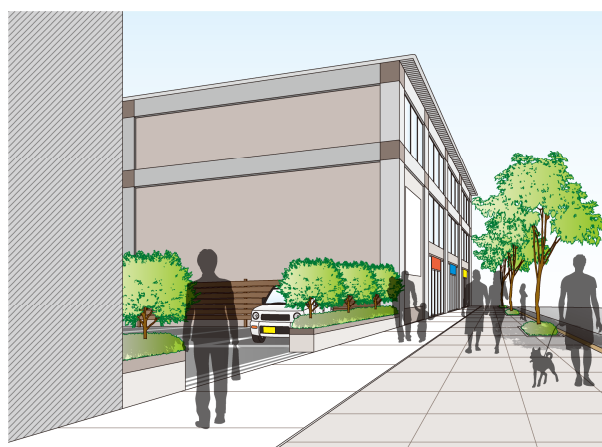
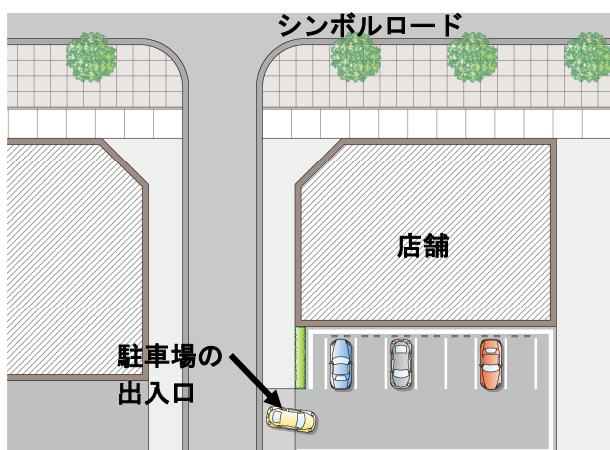
### シンボルロードにかかわる事項

※シンボルロード：南秋葉線のうち国道302号と万場藤前線に挟まれた区間

⇒位置については、1ページの地区区分図を参照ください。

●歩いて楽しい賑わいづくりを目指すシンボルロード沿道において、店舗は、道路に面して歩行者の主要出入口を設けるようにし、道路との段差の解消をはかるよう努めてください。

●シンボルロードからの駐車場の出入口は、出来る限り設置しないよう努めてください。ただし、駐車場の設置が必要で、シンボルロード以外に出入口が設けられない場合等は、街並みの連続性や賑わいをそこなわないよう、緑化など景観に十分配慮してください。

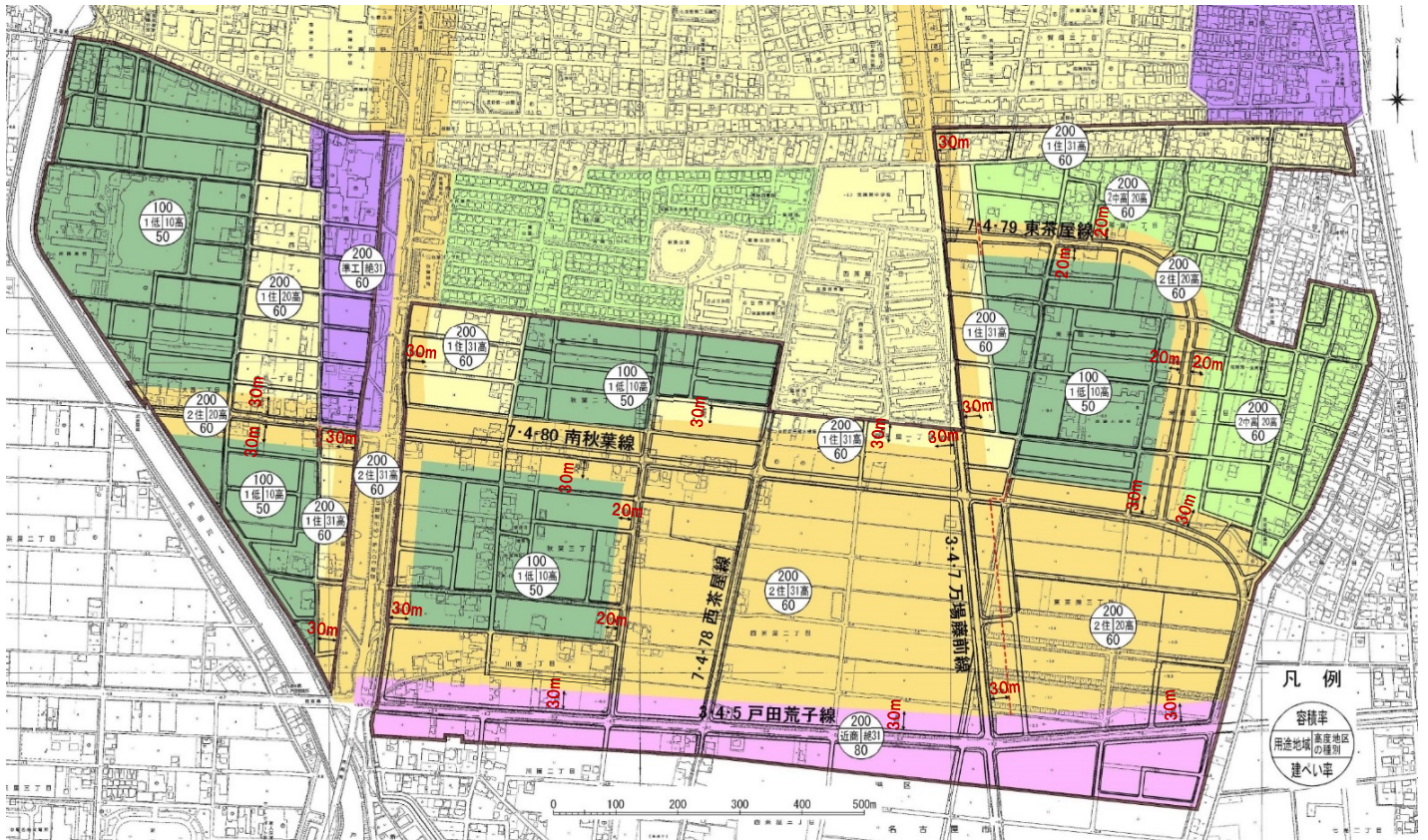


## (参考2) 用途地域

用途地域とは、市街化区域の中を住宅地や商業地、工業地などに区分して、建てられる建物の用途や形態（建ぺい率、容積率、高さ）などに関する基本的なルールであり、名古屋市が指定基準に基づき定めるものです。

以下は、当地区の用途地域図で、6種類が指定されています。

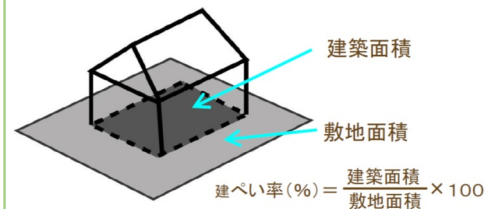
【用途地域図】



<b>第一種低層住居専用地域</b>	建ぺい率 50%、容積率 100%
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。	
<b>第二種中高層住居専用地域</b>	建ぺい率 60%、容積率 200%
主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。	
<b>第一種住居地域</b>	建ぺい率 60%、容積率 200%
住居の環境を守るための地域です。	
<b>第二種住居地域</b>	建ぺい率 60%、容積率 200%
主に住居の環境を守るための地域です。	
<b>近隣商業地域</b>	建ぺい率 80%、容積率 200%
近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。	
<b>準工業地域</b>	建ぺい率 60%、容積率 200%
主に軽工業の工場が立地する地域です。	

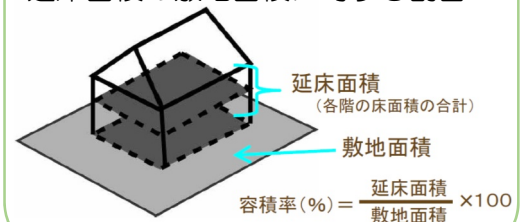
### 建ぺい率：

建築面積の敷地面積に対する割合



### 容積率：

延床面積の敷地面積に対する割合



### 【用途地域に建築できる建築物】

当地区に指定されている6種類の用途地域別に、店舗、事務所、工場等が建築可能か否かを示しています。用途地域上は立地可能であっても、地区計画で制限される場合があります（3ページ参照）。

用途地域内の建築物の制限 ○ ⇒ 建築可 × ⇒ 建築不可 ①、②、③、▲ 面積、階数等の制限あるが建築可		第一種 低層住居 専用地域	第二種 中高層住 居専用地 域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	近隣商業 地域	準工業 地域	備 考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	▲	○	○	○	○	▲ 2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	▲	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	▲	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	○	×	
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの	×	▲	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	○	○	○	
ホテル、旅館		×	×	▲	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	×	×	▲	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	▲	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等	×	×	×	▲	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	○	▲	▲ 客席10,000㎡以下
	キャバレー等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	▲	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所	×	×	▲	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）	×	▲	▲	▲	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車車庫 （①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限）	①	②	③	③	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
※一団地の敷地内について別に制限あり								
倉庫業倉庫		×	×	×	×	○	○	
畜舎（15㎡を超えるもの）		×	×	▲	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		×	▲	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下
工場・倉庫等	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	①	①	②	○	原動機・作業内容の制限あり 危険作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	②	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	○	
	危険性が大きいおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	
	自動車修理工場	×	×	①	①	②	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設		×	①	②	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設		×	×	×	×	○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設		×	×	×	×	×	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設		×	×	×	×	×	×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要						

（注）本表は建築基準法の別表二の概要を表したもので、全ての制限について掲載したものではありません。

ばちんこ屋などについては、風営適正化法・条例により立地が制限されています。

ホテル・旅館については、旅館業法により立地が制限されています。

準工業地域については、大規模集客施設制限地区の規制内容を反映しています。

## ◇ 『アクアヴェルデ南陽』の決定とシンボルマークの制定（平成26年4月）

茶屋新田土地区画整理の事業地域名称を「アクアヴェルデ南陽」としました。

アクアヴェルデは、スペイン語で水を表す「AQUA」と緑を表す「VERDE」を組み合わせ、太陽の光と豊かな自然に囲まれた、陽ったかで爽やかなところをイメージしています。

シンボルマークは、新しい街が住民の誇りとして恒久的に発展し、素晴らしい伝統を築いていける様に、との想いを表しています。



# アクアヴェルデ南陽

AQUA VERDE NANYO



アクアヴェルデ南陽  
AQUA VERDE NANYO

平成29年2月 改訂2版      平成26年9月 初版

発行 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

編集 公益財団法人 名古屋まちづくり公社